

入札条件

1 入札方式

本件は書面による入札とする。

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

4 入札方法

- (1) 入札人は、仕様書、設計書、図面及び関係書類を熟覧のうえ、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札すること。
- (2) 禁止事項
 - ①入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
 - ②入札執行中の私語・雑語等は禁止する。
 - ③入札室には、入札関係者以外の者の入室を禁止する。
- (3) 委任状の提出
委任を受けて入札する場合、委任状は入札開始前に提出すること。
- (4) 入札回数
入札の回数は2回を限度とする。同札のときは、くじで決める。
- (5) 入札執行
 - ①入札参加者は、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾の上入札すること。
 - ②入札参加者は、入札書と工事費内訳書を入札箱に投入すること。
 - ③提出された入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 無効入札
 - ①入札に参加する資格のないものが入札したとき
 - ②委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③記名押印を欠く入札
 - ④金額を訂正した入札
 - ⑤入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
 - ⑥入札者が2以上の入札をしたとき

- ⑦他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき
- ⑧入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
- ⑨必要な記載事項が確認できない入札
- ⑩その他市長の定めた入札に関する条件に違反したとき

なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができない。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（完成期限が9月30日以前にあっては100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（完成期限が9月30日以前にあっては108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

- (1) 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていると確認できる場合はその者を落札者として決定する。資格要件を満たしていると確認できない場合は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者に対して同様の審査を行う。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。
- (2) 最低価格入札者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の資格要件を満たす落札候補者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

6 低入札価格調査制度

- (1) この工事は、低入札価格調査に係る調査基準額が設定されている。この調査基準額を下回った入札が行われた場合は、尾道市低入札調査制度事務取扱要領第7条の調査を行って、後日落札の決定をする。
- (2) 調査基準額を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- (3) 低価格入札者については、「適正な履行確保の基準」（尾道市低入札調査制度事務取扱要領別記）のすべてを満たすものでなければ、契約内容に適合した履行が認められないものと判断し、原則としてこれを落札候補者とはしない。

7 契約締結について

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（閉庁日を除く）以内に仮契約を締結するものとする。

8 課税事業者又は免税事業者である旨の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合には、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出ること。

ア 単体の場合

免税事業者である旨（予定を含む。）

イ 共同企業体の場合

各構成員について免税事業者である旨（予定を含む。）及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

9 前払金（中間前払金）

前払金額は、300万円以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の4割以内（中間前払金額は、300万円以上かつ工期が3か月以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の2割以内）とする。（入札公告等で別に定めのあるものを除く）

10 中間前金払と部分払の選択

入札公告等で部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払によるかを仮契約締結時に請負者は選択するものとし、仮契約締結後の変更は認めないものとする。

11 資材の購入及び下請契約について

この工事の施工に際して、必要な資材を購入又は、工事の一部を下請負に付す場合には、できるだけ尾道市内に主たる事務所、営業所等を有する業者に発注するものとする。また、一括下請けは認めないものとする。

なお、当該工事の入札参加者を下請負人として選定する場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行うこと。

12 コリンズ（CORINS）

請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、登録、途中変更、竣工、訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録時は契約締結の日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」を工事打合せ簿により監督員に提出すること。

13 建設業退職金共済制度

請負代金額が300万円以上の工事の落札者は、契約後1ヶ月以内に掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監督員に提出すること。雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合は、その理由を監督員に報告すること。

なお、請負代金額が300万円未満の工事の落札者は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告すること。

14 建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設リサイクル法に規定する「対象建設工事」に該当するので、落札者は次項の建設リサイクル法関係書類を提出すること。

15 建設リサイクル法関係書類の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記〈対象建設工事〉参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明をしなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から7日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した上で、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出し、確認を受けなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

＜対象建設工事の定義＞

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材 ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円 以上

16 その他

（１）現場代理人及び主任技術者の届出は契約締結の日から7日以内に、工程表は契約締結の日から14日以内に提出すること。

（２）尾道市契約規則及び尾道市建設工事執行規則並びに尾道市建設工事等入札事務執行要綱の定めるところによる。